

法人預金にかかる利子割（地方税）の廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に、法人が支払を受ける預金利子等にかかる地方税（5%）の特別徴収が廃止となりました。

法人のお客様につきましては、平成28年1月1日以降にお支払する預金利息等からの地方税の特別徴収は行いません。

また、「権利能力なき社団・財団」のお客様についても、地方税の特別徴収は行いません。

なお、個人及び任意団体のお客様は変更ございません。

（法人のお客様の源泉徴収税率）

平成27年12月31日お支払い分まで	平成28年1月1日以降のお支払い分
20.315%	15.315%
（国税15.315% + 地方税5%）	（国税15.315%）

（平成28年1月1日をまたぐ利息計算期間の場合も分かち計算はいたしません。）

（ご注意）

税務上に関するご不明な点は、税理士または最寄りの税務署等にご確認いただきますようお願いいたします。

以 上